

【表紙】

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】     | 半期報告書の訂正報告書                          |
| 【根拠条文】     | 金融商品取引法第24条の5第5項                     |
| 【提出先】      | 関東財務局長                               |
| 【提出日】      | 2026年8月28日                           |
| 【中間会計期間】   | 第111期中(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)     |
| 【会社名】      | TOYO TIRE株式会社                        |
| 【英訳名】      | Toyo Tire Corporation                |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 清水 隆 史                       |
| 【本店の所在の場所】 | 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号                    |
| 【電話番号】     | (072)789-9100（大代表）                   |
| 【事務連絡者氏名】  | 常務執行役員 コーポレート統括部門管掌 延 澤 洋 志          |
| 【最寄りの連絡場所】 | 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号                    |
| 【電話番号】     | (072)789-9100（大代表）                   |
| 【事務連絡者氏名】  | 常務執行役員 コーポレート統括部門管掌 延 澤 洋 志          |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br><br>（東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

## 1【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年8月7日に提出いたしました第111期中（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するための半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の中間連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人の期中レビューを受けており、その期中レビュー報告書を添付しております。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 経理の状況

##### 1 中間連結財務諸表

##### 注記事項

（重要な後発事象）

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【経理の状況】

#### 1【中間連結財務諸表】

##### 【注記事項】

（重要な後発事象）

（訂正前）

該当事項はありません。

（訂正後）

（自己株式の取得及び消却）

当社は、2026年8月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

##### 1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社は中期経営計画「中計'26」において、資本効率の向上と株主還元の充実を重要な経営目標として位置づけており、本件は、資本効率の向上及び株主価値向上に資する施策であると判断し、自己株式の取得及び消却を行うことといたしました。

##### 2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

32,000,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 20.78%）

(3) 株式の取得価額の総額

156,768百万円（上限）

(4) 自己株式取得期間

2026年8月10日

(5) 取得の方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

(6) その他必要な事項

(1)～(5)以外の必要事項に関する一切の決定については、当社代表取締役へ一任

##### 3. 消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類

当社普通株式

(2) 消却する株式の総数

上記2. により取得した自己株式のうち、150,000株を除いた全数

(3) 消却予定日

2026年9月30日

#### (資本業務提携の解消)

当社は、上記（自己株式の取得及び消却）に記載しております自己株式取得について、当社の主要株主である三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます）より、その保有する当社普通株式（30,822,200株）をもって応じる意向がある旨の連絡を受けております。これを受け、当社は、2026年8月7日開催の取締役会において、三菱商事より当社普通株式の取得が予定どおり実行された場合に、三菱商事との資本業務提携契約に基づく資本業務提携を解消することを決議いたしました。

#### 1. 資本業務提携解消の理由

2018年11月1日公表の「資本業務提携契約の締結及び第三者割当による新株式発行並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」のとおり、当社と三菱商事は資本業務提携契約を締結し、「販売力強化」、「技術力強化」及び「リソース強化」を中心とした協働施策を推進してまいりました。その結果、営業面での協業に加え、第三者割当増資による資金を活用した生産能力増強、及び人的交流を通じた経営基盤強化などにおいて成果を積み重ね、当初目指した事業基盤及び経営基盤の強化を実現してまいりました。また、当社としても自律的かつ持続的な成長を実現できる経営体制が構築されたものと認識しており、両社は資本業務提携における所期の目的は達成されたものと評価しております。

#### 2. 資本業務提携解消の内容

当社は、上記（自己株式の取得及び消却）のとおり、自己株式の取得を行うこととしておりますが、当該取得が予定どおり実行された場合、三菱商事の保有比率は資本業務提携契約に定める基準を下回り、資本業務提携は終了いたします。なお、資本業務提携は終了するものの、両社は今後も良好な関係を維持し、事業活動を推進してまいります。

#### 3. 資本業務提携解消の相手方の名称

三菱商事株式会社

#### 4. 資本業務提携解消の日程

- |                |                |
|----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日    | 2026年8月7日      |
| (2) 資本業務提携の解消日 | 2026年8月10日（予定） |

#### 5. 今後の見通し

本資本業務提携の解消が当社連結業績に与える影響はございません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年8月28日

TOYO TIRE株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 黒 川 智 哉

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 智 博

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているTOYO TIRE株式会社の2026年1月1日から2026年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る訂正後の中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TOYO TIRE株式会社及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

注記事項（重要な後発事象）（自己株式の取得及び消却）に記載されているとおり、会社は2026年8月7日開催の取締役会において、自己株式の取得及び消却に係る事項を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### その他の事項

半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、中間連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の中間連結財務諸表に対して2026年8月7日に期中レビュー報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の中間連結財務諸表に対して本期中レビュー報告書を提出する。

### 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 XBRLデータは期中レビューの対象には含まれておりません。